

令和8年度第1回宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会会議録

1 日 時 令和8年7月9日（木） 午後2時～午後3時

2 場 所 宇都宮市立東図書館集会室

3 出席者

〔委 員〕 瀧本家康委員，坂井幸一委員，鈴木葉子委員，石嶋幸夫委員，
松岡茂委員，鈴木伊知郎委員，飯田真也委員

（欠席3名：星野亜由美委員，前原義之委員，佐山利晴委員）

〔事務局〕 視聴覚ライブラリー 大家所長，高坂副所長，八木総括

指定管理者 斧田全総括責任者，千枝総括責任者，金谷副責任者

4 公開・非公開の別 公開

5 傍聴者 なし

6 議 事

（1）報告事項

ア 令和7年度視聴覚ライブラリー利用状況について

イ 令和7年度視聴覚ライブラリー事業実績について

ウ 令和8年度視聴覚ライブラリー運営目標について

エ 令和8年度視聴覚ライブラリー事業計画について

オ 視聴覚ライブラリーの廃止及び今後の対応について

（2）その他

- ・ 第2回運営委員会の日程について

7 会議内容

委員長 ：（1）報告事項の「ア 令和7年度視聴覚ライブラリー利用状況について」及び「イ 令和7年度視聴覚ライブラリー事業実績について」の2件については関連がありますので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局 ：資料1・資料2に基づき一括して報告

委員長 ：ただいま事務局から説明がありましたが、この件に関して委員の皆さま方からご質問，ご意見等あればお願いしたいと思います。いかが

でしょうか。

もしなければ、資料の1－2の（イ）視聴覚機材の貸出について、中学校の中学校の利用が前年度に比べて約70件減少していますが、何か原因はあるのでしょうか。

事務局：中学校においては、GIGAスクール構想に関連する予算により、機材等の整備が進んでいる学校があると伺っております。これまで視聴覚ライブラリーから機材を借りていた学校が利用しなくなったことが、減少の一因ではないかと考えております。

委員長：わかりました。ありがとうございます。

それでは次に、「ウ 令和8年度視聴覚ライブラリー運営目標について」及び「エ 令和8年度視聴覚ライブラリー事業計画について」の2件についても関連がありますので、事務局から一括して説明をお願いします。

事務局：資料3・資料4に基づき一括して報告

委員長：ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見やご質問はありますでしょうか。令和8年度末で視聴覚ライブラリーの廃止が予定されている中での目標及び事業計画となりますが、お気づきの点がありましたらお願いいたします。

委員：今年度の事業については、例年どおり実施するという事で問題ないと思います。来年度以降、事業や機能をどのように引き継いでいくかが重要だと思います。

委員長：ありがとうございます。来年度以降の対応については、続いて事務局から説明がありますので、そちらを踏まえて、改めてご意見をいただければと思います。

それでは、「オ 視聴覚ライブラリーの廃止及び今後の対応について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料5に基づき報告

委員長：ありがとうございます。ただいまの件に関して、委員の皆さまからご質問ご意見等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員長：教材については図書館に移管し、保管及び貸出事業についても図書館が行うということでよろしいでしょうか。

事務局：はい。現在保有している教材を図書館に移管し、引き続き活用していく考えです。ただし、視聴覚ライブラリーの廃止後は、新たな教材の購入は難しくなると考えております。

委員：先日の新聞記事で、国の機関においても、予算不足によりフィルム of 保管やデジタル化が難しくなっているという内容がありました。各施設が個別に対応するのではなく、国の機関等で一括してデジタル化を進めていただければと思います。

委員長：ご意見ありがとうございます。

併せて確認ですが、貸館並びに機材及び教材の貸出を継続する場合、視聴覚ライブラリーの廃止後は、図書館が事業の実施主体となるということでしょうか。

事務局：そのとおりです。図書館を窓口として、現在の機材・教材の貸出機能を引き継ぐことになります。

委員長：貸出を段階的に廃止するということですが、具体的な時期や年限は決まっているのでしょうか。

事務局：具体的な廃止時期は定めておりません。当面は、現在保有している機材及び教材を活用し、図書館を窓口として貸出を継続していく考えです。

委員：貸出対象についても、これまでと同様に団体向けとし、個人への貸出は行わないということでしょうか。

事務局：はい。これまでと同様に団体向けとし、個人への貸出は行わない考えです。

委員：デジタル技術の発達により、個人でもさまざまな映像を見ることができるようになりましたが、団体が映画会を開催するためには、上映権の付いた教材が必要です。新たな教材が購入されなくなると、時代に合った作品を使用した映画会の開催が難しくなるとは思います。今後どのようにお考えでしょうか。

事務局：新たに教材を購入することは難しくなりますが、現在保有している教材については、地域団体や映写ボランティアの皆さまに引き続き活用していただきたいと考えております。

委員：現在の教材も、年月の経過により内容が古くなり、時代に合わなくなることが考えられます。新たな教材を全く購入しないということについては、今後も検討していただきたいとします。

また、視聴覚ライブラリー主催の映画会は終了するとのことですが、南図書館や河内図書館では自主事業として映画会を実施しており、多くの来場者があります。東図書館の映画会についても、近年は参加者が増加し、定着しているところですので、現在と同じ回数でなくても、今後も継続していただきたいと思います。

事務局：新たな教材の購入については、視聴覚ライブラリーという施設が廃止される中で、図書館の予算として確保していくことは難しいと考えております。

映画会については、現在、東図書館、視聴覚ライブラリー、上河内図書館及び河内図書館の4施設を一括して指定管理者に管理業務を委託しておりますが、令和9年度からは、視聴覚ライブラリーの一部機能を図書館に移管し、東図書館、上河内図書館及び河内図書館の3施設を対象として、新たな指定管理期間が始まる予定です。次期指定管理者が自主事業として映画会を実施する可能性はあると考えております。

委員：上河内図書館及び河内図書館についても指定管理者が更新され、今後の事業内容は新たな指定管理者によるということですね。映画会については利用者に定着している事業ですので、ぜひ継続していただきたいと思います。

また、図書館が購入しているDVD等は個人貸出用であり、団体の映画会には使用できないと思います。令和6年度及び令和7年度に多くの教材を購入していただいていることは承知していますが、それで購入を終了するのではなく、上映権付き教材の購入についても検討していただきたいと思います。

事務局：貴重なご意見として承ります。

委員：学校ではGIGAスクール構想などにより機材の整備が進んでいると思いますが、学童保育や障がい者施設などでは、教材や機材を十分にそろえることが難しい施設もあり、今後も貸出へのニーズがあると思います。

利用状況を見ても、社会教育関係の利用が多くなっていますので、現在の教材や機材を維持するだけでなく、可能な範囲で新しい教材等を定期的に導入することや、貸出機能をできる限り残すことについて検討していただきたいと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。現時点では、視聴覚ライブラリー廃止後は、現在保有している機材・教材を活用していく考えですが、いただいたご意見は参考とさせていただきます。

委員長：ほかにご意見、ご質問等がありますでしょうか。

確認ですが、運営委員の任期は2年間となっていますが、視聴覚ラ

イブラリーの廃止に伴い、運営委員会も今年度末をもって終了するということでしょうか。

事務局 : はい。視聴覚ライブラリーの廃止をもって、運営委員会についても廃止する予定です。

委員長 : わかりました。

では、最後に「(2) その他」に移ります。委員の皆さまから何かございますでしょうか。

続いて、事務局からお願いします。

事務局 : 次回の運営委員会の日程についてご連絡いたします。例年2月に開催しておりますが、今年度も2月の開催で進めさせていただきたいと考えております。

委 員 : 例年、第2回運営委員会は書面開催となっておりますが、今年度も書面開催となるのでしょうか。最後の運営委員会となるため、できる限り対面で開催していただければと思います。

委員長 : 私も同様に考えています。最後の運営委員会となりますので、視聴覚ライブラリーの廃止に伴い確認しておくべき事項もあると思います。出席可能な委員による対面開催も含めて、検討していただければと思います。

事務局 : 承知しました。開催日については後日改めてお知らせいたします。

委 員 : ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会を閉会いたします。委員の皆さまには、多方面にわたりご意見をいただき、ありがとうございました。